

消防法の設置基準及び手続き等



熊本市消防局予防課

1 消防法の規制について

* 消防法による規制

施設管理(施設等で事業を行う事業所)

- 第4条 消防職員の立入検査
- 第8条 防火管理者
- 第8条の3 防災対象物品の防災性能
- 第9条 火を使用する設備、器具等に対する規制
- 第17条 消防用設備等の設置・維持

火災発生時(全ての人)

- 第24条 発見通報義務
- 第25条 応急消火義務等

発見通報義務 応急消火義務

発見通報義務

第二十四条

火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

○2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

③ 119 番通報のポイント

横浜市の例

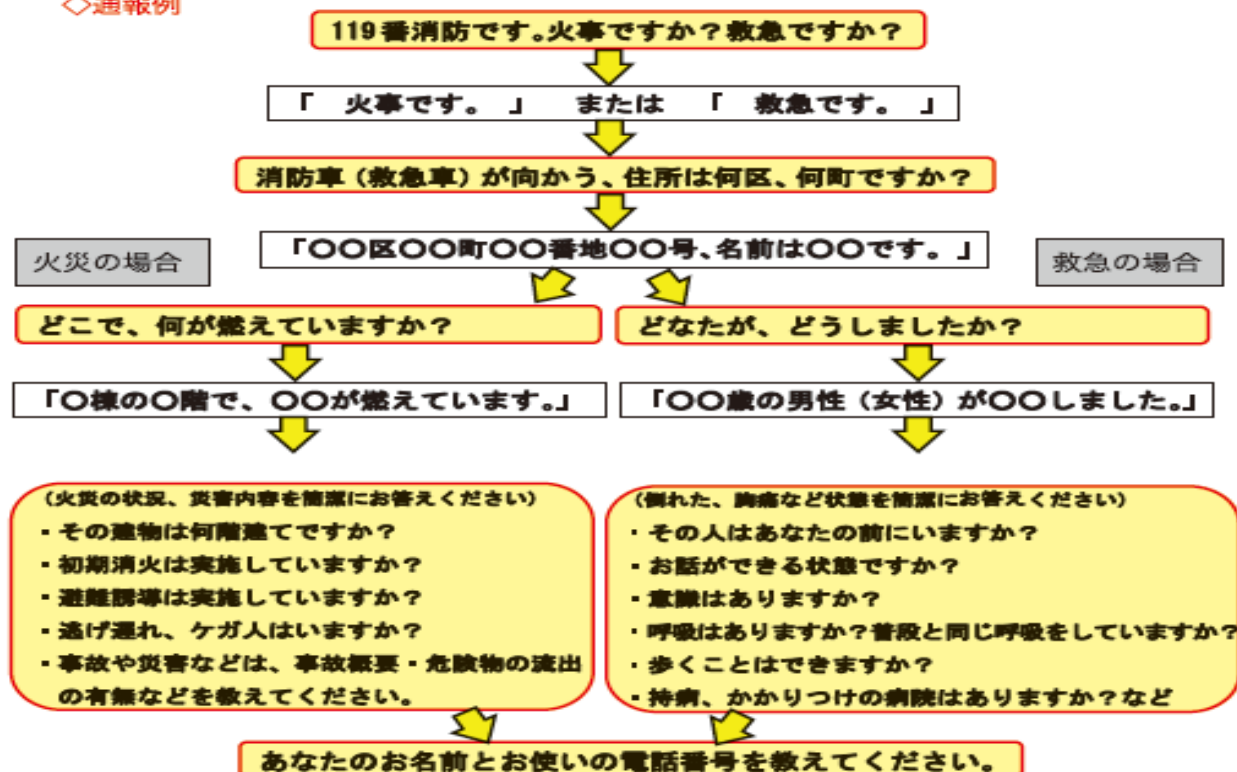
横浜市内からの 119 番通報は、すべて横浜市消防局司令センター（保土ケ谷区川辺町）に入ります。消防司令センターから、市内の消防署、消防出張所へ同時に、火事や救急など災害に応じて指令内容が流され車両が出動します。

消防車、救急車を要請する場合は、次の要領により落ち着いて通報をお願いします。

○ 119 番通報要領

- ・ 通報の際には、ゆっくり落ち着いて、はっきりと質問にお答えください。
- ・ 正しく「119」とダイヤルする。
- ・ 「火事」なのか「救急」なのかを伝える。
- ・ 消防車または救急車が向かう住所（〇〇区〇〇町〇〇番地）を伝える。
- ・ 聞かれたことに対し、簡潔にお答えください。

◇通報例



応急消火義務

第二十五条

火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

○2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

○3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる

一般的な消火器（粉末ABC消火器）の使い方

① 消火器を
火元まで運ぶ。



② 安全栓を抜く。



③ ノズルを取る



④ ノズルを
火点に向ける。



⑤ レバーを強く握る。



⑥ 放射する。



住宅防火のポイント

放火火災対策

家の周りに燃えやすい物を置かず、常に整理整頓をする。



家の周りは、照明を点灯し明るくする。



たばこ火災対策

寝たばこは、絶対にしない。



吸い殻をゴミ箱に捨てない。



こんろ・食用油過熱出火対策

調理中は、その場を離れない。



調理中など火を使用している時は、衣服に火がつかないように注意する。



ストーブ火災対策

ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。



必ず火を消してから給油する。



ローソク・線香火災対策

ローソク立ては、安定した物を使用する。



ローソクの形をした照明の使用を検討しましょう。



電気器具・電気コード火災対策

たこ足配線はやめる。



電気コードは、カーペット
や家具などの下敷きにしない。



お問い合わせ先】

消防局予防課 熊本市中央区大江3丁目1番3号 （電話:096-363-2249）

【申請先】

中央消防署 熊本市中央区大江3丁目1番3号(電話:096-364-2894)

管轄: 中央区(西消防署管轄を除く)及び北区(植木 地域を除く)

東消防署 熊本市東区東町4丁目6番17号(電話:096-367-6315)

管轄: 東区

西消防署 熊本市中央区米屋町1丁目12番地1(電話:096-353-5028)

管轄: 西区及び中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)

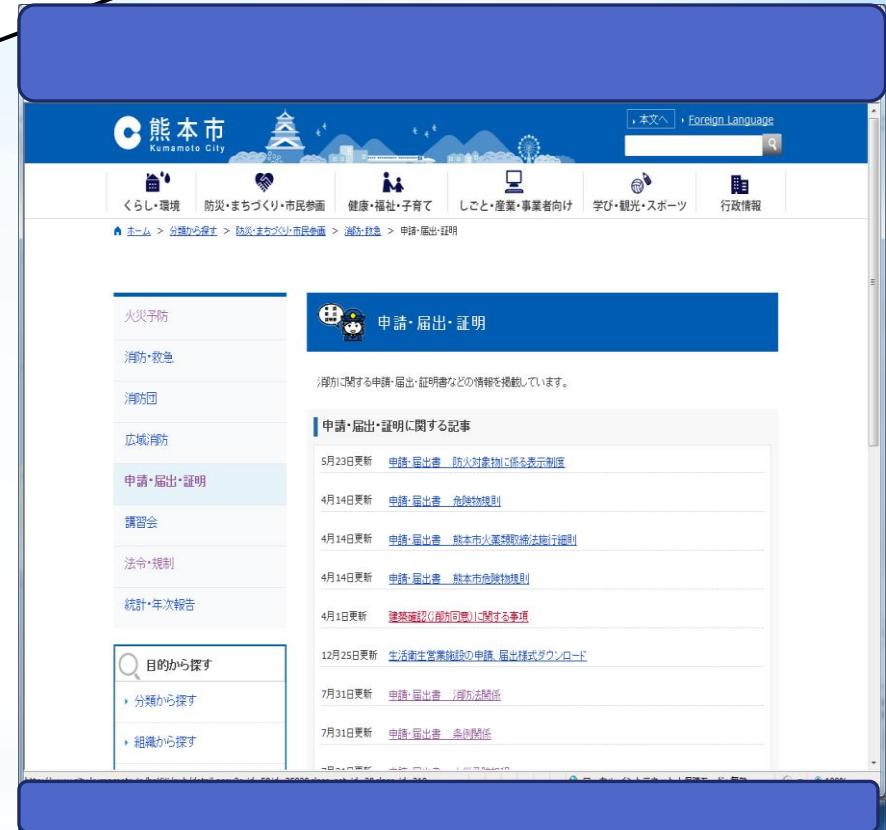
南消防署 熊本市南区平田2丁目13番1号(電話:096-212-0303)

管轄: 南区

届出等に関するホームページ等の活用について

「防災・まちづくり・経済」⇒「消防・救急」⇒「申請・届出・証明」を選択！！

【熊本市のホームページ】



URL: <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/default.asp>

熊本市消防局の消防用設備等の取扱いに係る事項の確認ができます。



ご清聴ありがとうございます。
ございました。